



香川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、その結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 26 日

香川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木田 一彦

監査委員 糸井 明人

令和元年度定期監査結果報告について

- 1 監査の対象 平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までに執行された財務に関する事務
- 2 監査の期間 令和 2 年 2 月 17 日から同月 29 日まで
- 3 監査の方法 監査は財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて関係書類の調査及び職員に対する質問等の方法により実施した。
- 4 監査の結果 監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。